ごみ埋立処分手数料・ごみ焼却処分手数料の改定について

【手数料改定の考え方】

総原価 (廃棄物の処理に要する経費)

総原価=直接経費(人件費+物件費+減価償却費+起債償還利子)+管理部門費



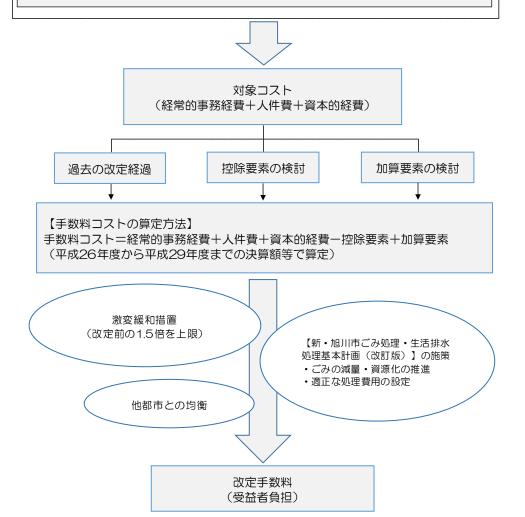
「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)

【手数料コストの対象範囲】

- ・サービス提供のための直接必要となる経費で、処理等に要する経常的な経費と人件費
- ・人件費は、手数料の徴収事務などに係るものを計上
- ごみ処理手数料等は資本的経費(施設建設費等)を加味して受益者負担部分を考慮

【手数料コストの負担割合】

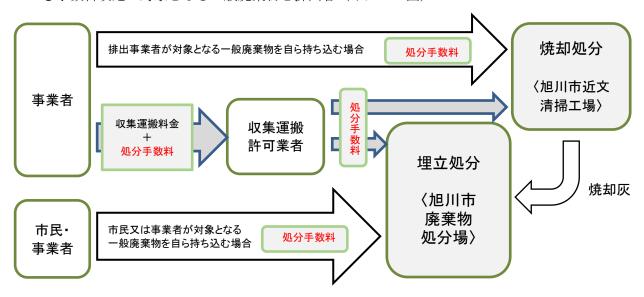
・手数料は原則受益者負担100%



1 手数料改定の対象となる一般廃棄物と排出者

手数料	対象となる一般廃棄物	排 出 者
ごみ埋立処分手数料	家庭の引越ごみ等多量・臨時ごみで 自己搬入するもの又は委託された一般 廃棄物収集運搬業者が搬入するもの	対象となる一般廃棄物を排出する市民
この発生に使用す数例	事業者が排出する燃やせないごみで 自己搬入するもの又は委託された一般 廃棄物収集運搬業者が搬入するもの	対象となる一般廃棄物を
ごみ焼却処分手数料	事業者が排出する燃やせるごみで自己搬入するもの又は委託された一般廃棄物収集運搬業者が搬入するもの	排出する事業者

●手数料改定の対象となる一般廃棄物と排出者 (イメージ図)



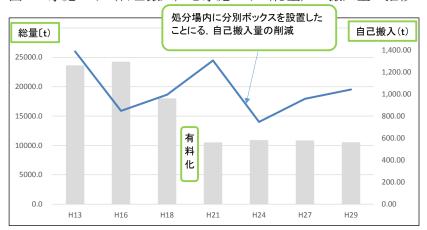
2 家庭ごみ(自己搬入)の搬入量

家庭ごみの埋立処分した総量と市民が家庭の引っ越し等により多量に,一時的にごみを排出し自己搬入した家庭ごみの搬入量の推移を表1及び図1に示す。

表 1 家庭ごみ(自己搬入)と家庭ごみ(総量)の搬入量の推移

	H13	H16	H18	H21	H24	H27	H29
家庭ごみ総量(処分場搬入分) 【t】	23,634.80	24,261.20	18,014.50	10,516.20	10,908.00	10,859.60	10,528.60
家庭系ごみ(処分場自己搬入分) 【t】	1,387.60	847.09	994.34	1,304.65	746.90	956.90	1,041.34

図1 家庭ごみ(自己搬入)と家庭ごみ(総量)の搬入量の推移



家庭ごみ(自己搬入)家庭ごみ(総量)

家庭ごみの主な減量・資源化施策

- ・ごみ分別の拡大【随時】
- ・燃やせないごみの有料化【H19】
- ・分別ボックスの設置(資源物や燃やせるごみを埋立しないよう,処分場に分別ボックス を設置した)【H23】
- ・金属類及び木質系ごみの資源化【H24】

3 事業系ごみの搬入量

事業系ごみの処分場搬入量及び清掃工場搬入量の推移を表2及び図2に示す。

表2 事業系ごみの処分場搬入量及び清掃工場搬入量の推移

	H13	H16	H18	H21	H24	H27	H29
事業系ごみ(処分場搬入分) 【t】	74,971.6	46,867.2	33,181.2	6,587.3	2,440.4	2,179.0	2,628.0
事業系ごみ(清掃工場搬入分) 【t】	1,975.5	2,630.7	10,818.4	30,635.2	32,827.4	33,241.0	33,282.7
事業系ごみ合計 【t】	76,947.1	49,497.9	43,999.6	37,222.5	35,267.8	35,420.0	35,910.7
事業所数	17,431	15,555	15,774	16,024	14,892	15,201	14,558
1事業所当たりの年間排出量(処分場搬入分)【t/年間】	4.30	3.01	2.10	0.41	0.16	0.14	0.18
1事業所当たりの年間排出量(工場搬入分)【t/年間】	0.11	0.17	0.69	1.91	2.20	2.19	2.29
1事業所当たりの年間排出量(合計)【t/年間】	4.41	3.18	2.79	2.32	2.37	2.33	2.47

事業所数は、平成20年度以前:事業所・企業統計調査、平成21年度以降:経済センサス-基礎・活動調査

図2 事業系ごみの処分場搬入量及び清掃工場搬入量の推移





事業ごみの主な減量・資源化施策

- ・ごみ分別の拡大【随時】
- ・ごみ埋立・ごみ焼却処分手数料の改定【H15】
- ・処分場における事業系一般廃棄物の搬入規制【H19】

4 手数料コストの算定

(1) ごみ埋立処分手数料

平成 26 年度から平成 29 年度までの需用費や業務委託料などの経常的事務経費,手数料の徴収事務に係る人件費,旭川市廃棄物処分場の減価償却費などの資本的経費の合計から,現在の埋立てに直接関係のない中園廃棄物処分場に係る経費,国庫補助金,土地購入費などを控除して算定したごみ埋立処分手数料コストを表 3 に示す。

表3 ごみ埋立処分量と手数料コストの推移

	H15 (前回改定時)	H26	H27	Н28	Н29
ごみ埋立処分量 (t)	54, 319. 76	3, 218. 15	3, 527. 10	3, 801. 58	3, 865. 75
手数料コスト (円/10kg)	104	222. 723	219. 644	223. 891	235. 617
平均額(円未満切捨)	<u>—</u>		2	25	
ごみ埋立処分手数料 (円/10kg)	104	104	104	104	104
排出者負担割合	100%	46.7%	47. 3%	46.5%	44.1%

(2) ごみ焼却処分手数料

平成 26 年度から平成 29 年度までの需用費や業務委託料などの経常的事務経費,手数料の徴収事務などに係る人件費,旭川市近文清掃工場の減価償却費である資本的経費の合計から,売電収入,場外施設への電力・熱供給分,基幹的設備改良工事分の減価償却費などを控除し,当該施設で焼却した事業系一般廃棄物の焼却残渣の埋立処分経費**1を加算して算定したごみ焼却処分手数料コストを表4に示す。

(※1 事業系燃やせないごみを搬入した事業者が実際に負担した手数料と同額の104円/10kgで算定した。)

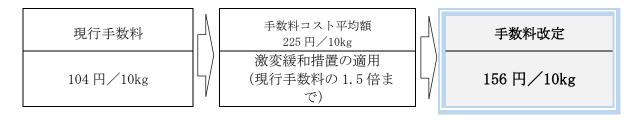
表4 ごみ焼却処分量と手数料コストの推移

	H15 (前回改定時)	H26	H27	H28	H29
ごみ焼却処分量(t)	1, 861. 92	31, 954. 60	32, 755. 53	32, 139. 75	32, 810. 52
手数料コスト (円/10kg)	133	80. 214	89. 749	83. 334	79. 314
平均額(円未満切捨)	_		8	3	
ごみ焼却処分手数料 (円/10kg)	75	75	75	75	75
排出者負担割合	56.4%	93.5%	83.6%	90.0%	94.6%

5 ごみ埋立処分手数料及びごみ焼却手数料の改定

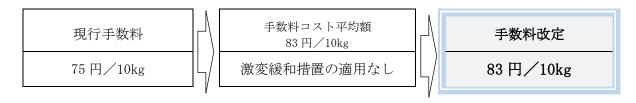
(1) ごみ埋立処分手数料

平成26年度から平成29年度までの手数料コストの平均額は、現行のごみ埋立処分手数料の1.5倍を超えているので、受益と負担の適正化に向けた取組指針(改訂版)に基づき、激変緩和措置を適用し、ごみ埋立処分手数料を156円/10kgに改定する。



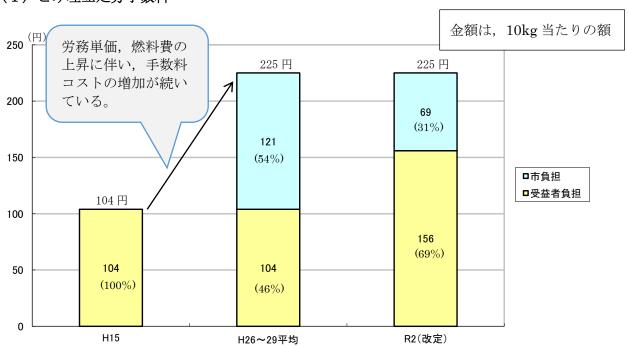
(2) ごみ焼却処分手数料

受益と負担の適正化に向けた取組指針(改訂版)に基づき,平成26年度から平成29年度までの手数料コストの平均額である83円/10kgにごみ焼却処分手数料を改定する。

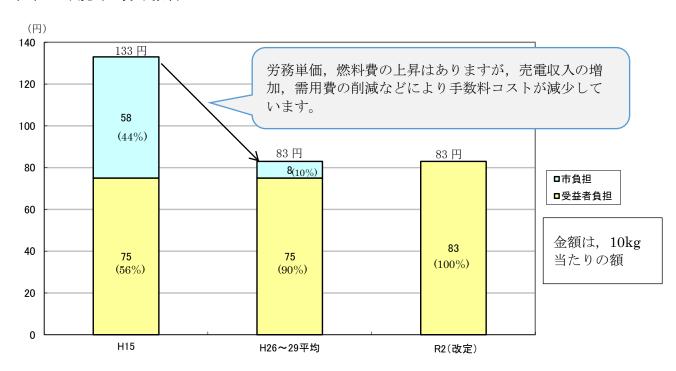


6 手数料コストに対する排出者負担割合の比較

(1) ごみ埋立処分手数料



(2) ごみ焼却処分手数料



7 道内主要都市との状況

	10kg ごとの手数料		備考	減免の	状況
	埋立処分	焼却処分	/佣 45	埋立処分	焼却処分
旭川市	156 円	83 円	改定	現行どおり	現行どおり
<u>/⊞</u> /11111	104 円	75 円	現行	生活保護, 災害(家庭系ごみ)	_
札幌市	200 円	200 円		災害(家庭系ごみ)	
函館市	101.52円	101.52円	家庭系は 25.92 円	低所得者,災害(家庭	系ごみ)
釧路市	82 円	82 円		災害(家庭系ごみ、事業系ごみ)	
苫小牧市	140 円	140 円		災害(家庭系の火災のみ)	
帯広市	170 円	170 円		災害(家庭系ごみ)	
小樽市	71 円	71 円	※家庭系直接搬入なし	生活保護,災害(家庭系の火災のみ)	
北見市	100円	100 円	家庭系は50円	生活保護, 災害 (家庭系ごみ,事業系ごみ)	
江別市	110 円	110 円	家庭系は90円	生活保護、災害(家庭系ごみ)	
室蘭市	50 円	50 円	100 kg迄 500 円	災害(家庭系ごみ,事業系ごみ)	

※各都市清掃ボランティアは減免

8 手数料改定による影響額

(1) ごみ埋立処分手数料の搬入量別モデルケース

搬入量	現行手数料(A)	改定 (B)	差額 (B)-(A)
100kg	1,040円	1,560円	520 円
500kg	5,200 円	7,800 円	2,600 円
2,000kg	20,800 円	31, 200 円	10,400 円

(2) ごみ焼却処分手数料の搬入量別モデルケース

搬入量	現行手数料 (A)	改定 (B)	差額 (B)-(A)
1,000kg	7,500 円	8,300円	800 円
3,000kg	22,500 円	24,900 円	2,400 円
5,000kg	37,500 円	41,500 円	4,000 円